



一般社団法人

獣医療法食評価センター

Japan Veterinary Diet Evaluation Center

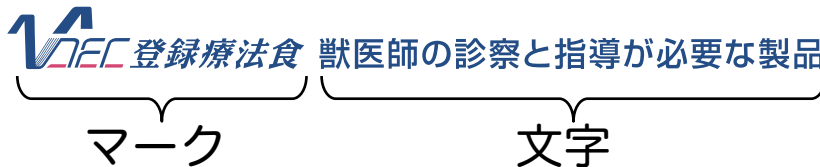
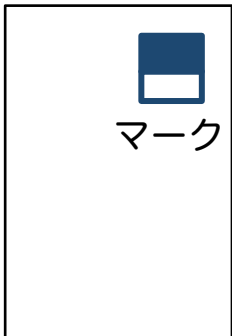
登録療法食マークの利用規程

制定：2015年9月

改訂：2016年7月

改訂：2016年10月

利用可能な登録療法食マーク

	基本デザイン	小面積容器用デザイン
種類		実寸（文字6ポイント）  拡大
対象	すべての製品	缶詰等の表示可能面積が限られた製品
配置	● パッケージ表面の目立つ位置に配置してください。 ● 表面以外に配置する場合は、当センター事務局までご相談ください。 	● マークの「登録療法食」と文字の高さを合わせてください。 ● 文字サイズは6ポイント以上を使用してください ● 文字部分の例示で使用しているフォントはA-OTF新ゴPro（太さM）。

カラーバリエーション

カラー	階調		単色	
青赤白	70%	ロゴ 70% 文字 100%	黒白	青白
				

標準のカラーコードは次のとおりです。パッケージで使用する場合は、類似のカラーを選択してください。

- 青： C100, M60, Y0, K30
- 赤： C5, M88, Y31, K0

マークに関する説明文書

- 販促ツール（製品リーフレット、ホームページ等）で、マークの説明をする場合の文書例は、以下のとおりです。

マークが付いた製品に関する説明

このマークが付いた製品は、療法食基準に適合することが確認され、一般社団法人獣医療法食評価センターに登録された療法食です。

マークの利用方法に関する説明

このマークは療法食基準に適合することが確認され、一般社団法人獣医療法食評価センターに登録された療法食に表記されます。





一般社団法人

獣医療法食評価センター

Japan Veterinary Diet Evaluation Center

新製品における登録療法食マークの 特例使用に関する規程 (試験運用)

制定：2016年7月

改訂：2016年10月

マークの特例使用（制度の概要）

「登録療法食マーク」の利用実績のある企業が、新製品の発売と同時に「登録療法食マーク」を使用することを希望する場合、次の手続きを行うことで、マークの特例使用が可能となります。

- 「登録療法食マークの特例使用に関する誓約書」を事前に提出してください。
- 「誓約書」の有効期間は1年間とし、毎年、更新手続きを行います。
- 「自己点検シート」を用い、当該製品が療法食基準に適合することを、自社内で確認してください。
- 新製品の発売後、当該製品の「評価登録申請書」を、速やか（発売から2ヶ月以内を目安）に提出してください。
- 評価登録の申請時に、「自己点検シート」のコピーを添付してください。

注意事項：万が一、評価登録申請書の内容が、療法食基準に適合しない事態が確認された場合、「当該新製品におけるマークの使用」および「マークの特例使用制度の利用」の中止を要請する場合があることをご承知おきください。

マークの特例使用（関連書類）

「登録療法食マーク」の特例使用に関する誓約書



「登録療法食マーク」の特例使用に関する誓約書

年 月 日

一般社団法人 獣医療食評価センター

理事長 局 博一 殿

会 社 名

氏 名

印

住 所

電 話 番 号

電 子 メ ー ル @

新製品の発売と同時に「登録療法食マーク」を使用するにあたり、別紙（自己点検シート）に従い、療法食

基準への適合状況を確認し、当該製品の発売後、「評価登録申請書」を速やかに提出することを誓約いた

します。

登録療法食マーク



基本デザイン



登録療法食 獣医師の診断と指導が必要な製品

小面積容器用デザイン

自己点検シート

自己点検シート

新製品の発売と同時に「登録療法食マーク」を使用するにあたり、当該製品が療法食基準に適合することを確認してください。

製品名: 記入日: 年 月 日

療法食基準	確認事項	✓
1. 療法食の範囲 食事療法に利用する主食または間食のペットフードを言う。なお、以下に示すサプリメント及び特定の栄養成分の補給や嗜好性の増進のみを目的とするペットフードは、療法食に含まれない。 ①サプリメント、②飲用水（ミネラルウォーターを含む）、③肉・魚・野菜等の特定の原材料を単に乾燥させただけのもの、④肉や魚にミネラル等の微量栄養成分を配合しただけのもの、⑤嗜好性を増進する目的で他のペットフードと併用して給与するもの 出典：ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドライン（ペットフード公正取引協議会）	主食または間食として利用する犬用または猫用のペットフードである	☐
2. 療法食の用途と栄養特性 別表は、一般に広く利用される療法食のリストで、食事療法が適応となる特定の疾病又は健康状態に対し、対象動物と重要な栄養特性が記載されている。別表で増減等が定められた栄養成分については、製品中の含有量を提示できるようなデータを保持すること。なお、別表で増減等が定められていない栄養成分については、特定の疾病又は健康状態の管理に必要な種類と量が過不足無く含まれるものとする。	当該製品が該当する「食事療法が適応となる特定の疾病又は健康状態」に対して定められた「重要な栄養特性」の要件を満たしている	☐
3. 療法食の表示 療法食は、次の11項目を適切に表示する。その他の表示事項については関連法規（ペットフード安全法、景品表示法、ペットフードの表示に関する公正競争規約、医薬品医療機器等法、他）を遵守すること。 ①ペットフードの名称（犬用又は猫用であることがわかるように記載）、②原材料名、③原産国名、④賞味期限、⑤製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所、⑥ペットフードの目的（療法食である旨を表示）、⑦成分、⑧給与方法（体重、給与回数及び給与量、並びに獣医師の指導に基づいて給与するべきものである旨の注意書き）、⑨内容量、⑩当該療法食が適用される犬若しくは猫の疾病又は健康状態、⑪使用上の注意事項 出典：ペットフード安全法〔①～⑤〕、ペットフードの表示に関する公正競争規約〔①～⑩〕	本基準に定められた11項目について適切に表示されている	☐
4. 療法食の栄養特性の設定根拠 製品仕様にて定められた栄養成分の量や比率の調整又は特別な方法による製造について、その設定根拠を明らかにする。なお根拠とは科学的に検証が可能な論文、専門書、学術団体の指針、特許、社内研究等を言う。	重要な栄養特性に定められた製品特性について、その設定根拠として科学的に検証が可能な論文、専門書、学術団体の指針、特許、社内研究等が存在する	☐

担当者の氏名: 署名（または捺印）:

マークの特例使用（作業と手順）

